

6歳未満のお子様をお持ちの方へ 小児かかりつけ医制度をご存知ですか？

【対象となる患者さま】

- ・当院を4回以上継続して受診された患者さま
- ・小児かかりつけ診療料について同意された患者さま

【「かかりつけ医」として行うこと】

- 急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期について指導を行い、また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- 「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さまからの問い合わせに対応します。
(夜間・深夜・日曜・祝祭日は、ご遠慮いただくようご協力お願いします。)

※かかりつけ医の登録は1ヶ所のみで、重複登録はできません。
登録はいつでも解除できます。